

2023年10月吉日
福岡信用金庫

お客様各位

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の対応に関するお知らせ

いつも福岡信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、2023年10月1日（日）よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。当金庫は適格請求書発行事業所の登録を受けておりますので、お支払いいただきました各種手数料に含まれる消費税につきましては当金庫が交付する適格請求書（インボイス）にもとづき、消費税の仕入税額控除を受けることができます。

当金庫の適格請求書事業者登録番号

T5290005002719

当金庫のインボイス制度への対応につきましては、現在下記のとおり準備を進めておりますので、ご案内させていただきます。

各種項目	対応について
営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料	インボイスの要件を満たした「領収書」等を営業店窓口にて発行いたします。 (例) 振込手数料・両替手数料・残高証明書発行手数料など
各サービスでお支払いいただく各種手数料	インボイスの発行をご希望されるお客さまに対してインボイスの要件を満たした「インボイスのお知らせ」を作成のうえ、窓口で交付またはご郵送いたします。ご希望のお客さまは窓口または渉外係へお申し出ください。 (例) インターネットバンキングによる振込手数料 口座振替手数料・月額基本手数料など
ATMおよび両替機でのお取引	ATMおよび両替機でのお取引は、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となり、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。したがって、ATMおよび両替機から出力される「ご利用明細」等は、インボイス制度に対応した様式改定は実

	施いたしませんのでご了承ください。
当金庫へのインボイス提出について	インボイス制度開始以降、当金庫がお客さまから商品を購入またはサービスの提供を受け、当金庫が消費税を含む代金をお支払いする際には、お客さまが適格請求書発行事業者の登録を受けている場合は、当金庫に対してインボイスのご提出をお願いします。

※尚、最新のインボイスの情報につきましてはこちらをご参照ください。

[インボイス制度特設サイト（国税庁）](#)

以上